

○足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市内の産業振興及び移住定住の促進、市民の雇用機会の拡大を図るため、クリエイティブ事業を行う I T 関連企業の誘致のために、その企業が市内で事務所の開設等に要する経費及び従業員の移住定住の促進に対し、I T 関連企業立地促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、足利市補助金等交付規則（平成 19 年度足利市規則第 60 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) クリエイティブ事業 Web制作・デジタルコンテンツ制作関連、システム・プログラミング関連、CG・ゲーム・ソフト制作関連、デザイン・写真・イラスト関連、音楽・アート・芸能関連、インテリア・設計関連、技術開発・製造加工関連(日本標準産業分類の産業分類Eは除く)、その他市長が認めるクリエイティブ関連事業
- (2) I T 関連企業 主たる事業が、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 28 条第 1 項の規定に基づき、同法第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定される中分類のうち、39 情報サービス業、40 インターネット附随サービス業、41 映像・音声・文字情報制作業のいずれかに該当する法人
- (3) 従業員 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項の被保険者であり、期間の定めのない労働契約を締結している者

(補助対象者)

第 3 条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のすべての要件を満たす I T 関連企業とする。

- (1) 本社所在地が市外であり、市内に事務所を有していないこと。
- (2) 市内の空き物件を購入又は賃借し、新たな事務所を開設すること。
- (3) 開設する事務所で実施する事業が、クリエイティブ事業のいずれかであること。
- (4) 事務所として 3 年以上運用すること。
- (5) 市税を滞納していないこと。
- (6) 新たな事務所の設置が、都市計画法や建築基準法等のその他の関係法令に違反しないこと。

2 補助対象者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の対象としない。

- (1) 足利市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 22 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）

が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者

(2) 市税に滞納がある者

(3) 第1号、第2号に掲げるもののほか、第1条の趣旨に照らし、その事業の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある者であり、その他補助金を交付することが適当でないと市長が認める者

(補助の対象及び補助対象経費の種類等)

第4条 補助対象事業の範囲、基準、補助対象経費等は、別表1に掲げるとおりとする。ただし、他の補助制度等による支援をすでに受けているもの及び今後支援を受ける予定のあるものについては、補助の対象としない。

(事前申請書の提出)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、事業計画事前申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。なお、事業計画事前申請書（以下「事前申請書」という。）の提出は、1申請者につき1回限りとする。

(1) 事業計画（概要）書（別記様式第2号）

(2) 整備後の平面図

(3) 整備に要する経費の概要が分かる見積書及び明細書の写し

(4) 整備前の事務所の写真

(5) 事務所に係る売買契約書又は賃貸契約書の写し

(6) 誓約書（別記様式第3号）

(7) 登記事項証明書の写し

(8) その他市長が必要と認める書類

2 前項の事前申請書の提出は、補助対象経費か否かに関わらず事務所の整備に係る行為に着手しようとする日の前日までに行わなければならない。

(事業計画の認定)

第6条 市長は、前条の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、次の各号のいずれにも該当すると認める場合は、当該事前申請書に係る事業計画を認定するものとする。

(1) 第3条各項に記載のある要件を満たすこと。

(2) 事業計画（概要）書の内容が確実に履行されると見込まれること。

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の認定を行うに当たっては、条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により事前申請書の内容を認定する場合は、事業計画認定書（別記様式第4号）により、事前申請書の内容を認定しない場合は、事業計画不認定書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

(変更申請等)

第7条 事業計画の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る事業計画その他の事項を変更しようとする場合は、認定事業計画等変更申請書（別記様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。ただし、変更事項が、前条第1項各号の認定基準に照らし、認定を受けた事業計画の趣旨を変えないような軽微な変更の場合は除く。

(1) 変更後の事業計画（概要）書（別記様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認める場合は、変更を承認するものとする。

3 市長は、前項の規定により変更を承認する場合は、認定事業計画等変更承認書（別記様式第7号）により、承認しない場合は、認定事業計画等変更不承認書（別記様式第8号）により、通知するものとする。

4 市長は、第2項の承認を行うに当たっては、条件を追加し、削除し、又は変更することができる。

(事業中止の届出)

第8条 認定者は、当該事業を中止しようとする場合は、認定事業計画中止届（別記様式第9号）により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(交付申請及び実績報告)

第9条 認定者は、補助金の交付を受けようとする場合は、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める期限までに補助金交付申請書及び実績報告書（別記様式第10号）に別表2に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事務所整備事業 補助対象経費の全ての支払いが完了した日から30日以内又は事業計画認定書の交付があった日の属する年度の末日のいずれか早い日

(2) 従業員等移住促進事業 対象となる役員及び従業員が別表1の基準を満たしたときから30日以内又は事業計画認定書の交付があった日の属する年度の末日のいずれか早い日

(交付決定)

第10条 市長は、前条の申請があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認められる場合は、補助金の交付決定を行うものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付する場合は、補助金交付決定通知書（別記様式第11号）により、交付しない場合は、補助金不交付決定通知書（別記様式第12号）により、当該認定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の補助金の交付決定を行うに当たっては、条件を付することができる。

(補助金の請求)

第11条 前条の交付決定を受けた認定者は、速やかに交付決定を受けた補助金を市長に請

求するものとする。

2 前項の請求を行おうとする認定者は、所定の請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の請求があった場合において、これを審査し、及び必要な調査を行い、適当と認められる場合は、市長の定めるところにより、補助金の交付を行うものとする。

(調査等)

第13条 市長は、必要があると認めた場合は、補助金の交付を受けたものについて調査し、又は報告を求めることができる。

(事業計画の認定及び補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、認定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、事業計画の認定及び補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けた場合。

(2) 補助金を他の用途に使用した場合。

(3) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反した場合。

2 前項の規定は、補助金の交付があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業 の名称等	補助対象事業の範囲、基準、経費等	補助率、補助限度額等	
		補助率	補助限度額等
1 事務所整備事業	次に掲げる事業の経費を対象とする。 (1) 通信環境整備費 ビジネス回線の敷設工事費及び固定 I P アドレス取得経費等 (事務所開設時に必要な初期費用) (2) 通信費・電気料 ビジネス回線や固定 I P アドレスの月額使用料等の通信料、事務所運営に係る電気料 補助対象期間は、事前申請書の提出のあった年度内に限り、事務所を開設した月から最大 6 ヶ月とする。 (3) 事務所移転経費 ・ 事前の現地視察に要した電車賃及び宿泊代 (令和 4 年 4 月 1 日以降に発生したものであり、事業計画事前申請書提出前のものも含む。) ・ 事務所の移転に係る引越し代 (引越し業者への作業委託料ほか)	100 分の 50 以内 (1,000 円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)	役員及び従業員の合計人数が 6 名以上の場合は 300 万円。 役員及び従業員の合計人数が 5 名以下の場合は 100 万円。
2 従業員等移住促進事業	事務所の開設に伴い、令和 4 年 4 月 1 日以降に市民となった役員及び従業員がいた場合、一律で補助金を交付する。 対象となる役員及び従業員は、市民となった日から 6 か月を経過した者又は市民となった後、6 か月間の定住を誓約できる者に限る。	-	役員及び従業員 1 人につき 20 万円

別表 2（第 9 条関係）

補助対象事業	提出書類
1 事務所整備事業	(1) 事業計画（概要）書 (2) 整備等に要した経費が分かる領収書等の写し (3) 整備後の事務所の写真 (4) 事務所に係る売買契約書又は賃貸契約書の写し (5) 労働者名簿 (6) その他市長が必要と認める書類
2 従業員等移住促進事業	(1) 事業計画（概要）書 (2) 対象となる者の住民票の写し (3) 対象となる者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し (4) 従業員等定住誓約書（別記様式第 1 3 号） (5) その他市長が必要と認める書類

別記様式第1号（第5条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

事業計画事前申請書

別紙の事業計画（概要）書の内容について認定を受けたいので、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

事業計画（概要）書

1 事務所整備等実施者

名称	
代表者 職・氏名	
住所（本社所在地）	
法人番号	
全従業員数	名
業種	
自社の事業概要	

2 新たに設置する事務所で実施する事業

--

3 事務所整備事業に関すること

事務所の住所		
取得の別	購入 ・ 賃貸	
整備期間	年 月 日 ～	年 月 日
運用期間	年 月 日 ～	年 月 日
補助対象経費	金額	備考
通信環境整備費	円	
通信費	円	
電気料	円	
事務所移転経費	円	
合計	円	

4 従業員等移住促進事業に関すること

移住従業員数	名
移住日	年 月 日 ~

5 その他

担当者	
担当者電話連絡先	
担当者メールアドレス	

誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金の事業計画事前申請書の申請に当たり、下記のことを誓約します。

記

- 1 私は、次の全部の事項に該当しません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用するもの
 - (4) 暴力団の威力を利用し、又は暴力団の活動若しくは運営に協力する目的で、暴力団員等又はその指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与するもの
 - (5) 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
 - (6) 法人その他の団体であって、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）が暴力団員であるもの及び暴力団又は暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの
 - (7) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用するもの
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものであって、公共工事等（公共工事、補助金等の交付その他の市の事務又は事業をいう。）に不当な影響を及ぼすおそれがあると認められるもの
 - (9) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員
 - (10) 足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金交付要綱第3条第2項第2号から第6号に該当する者
- 2 事業計画（概要）書に記載した新たな事務所を3年間運用します。
- 3 市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

住所

（申請者）名称

代表者職氏名

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



事業計画認定書

年 月 日付で申請のあった事業計画の認定について、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり認定します。

記

1 認定番号

2 認定者

名称	
代表者 職・氏名	
住所（本社所在地）	

3 整備の対象となる事務所

事務所の住所	
事務所で行う事業	
移住予定者数	

4 認定要件

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



事業計画不認定書

年 月 日付で申請のあった事業計画の認定について、下記の理由により認定しませんので、足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

名称	
代表者	
認定しない理由	

足利市長 宛て

住所
(申請者) 名称
代表者職氏名

認定事業計画等変更申請書

認定事業計画の認定内容を変更したいので、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 認定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

3 変更の理由

4 添付書類

- ・変更後の事業計画（概要）書
- ・その他必要書類

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



認定事業計画等変更承認書

認定事業計画の認定内容の変更について、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 認定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日

3 変更の理由

別記様式第8号（第7条関係）

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



認定事業計画等変更不承認書

認定事業計画の認定内容の変更について、下記の理由により承認しませんので、足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金交付要綱第7条第3項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 不承認の理由

別記様式第9号（第8条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

住所
(申請者) 名称
代表者職氏名

認定事業計画中止届

認定を受けた事業計画における事業を中止するので、足利市 I T 関連企業立地促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり届出します。

記

1 認定番号

2 中止予定年月日 年 月 日

3 中止理由

年 月 日

足利市長 宛て

住所
(申請者) 名称
代表者職氏名

補助金交付申請書及び実績報告書

補助金の交付を受けたいので、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

また、市税に未納がないことを確認するため、納付状況を照会することに同意します。

記

1 認定番号

2 補助金交付申請額

補助金の名称	交付申請額
事務所整備事業	円
従業員等移住促進事業	円
合計	円

3 添付書類

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付を決定します。

記

1 認定番号

2 補助金交付額

補助金の名称	交付額
事務所整備事業	円
従業員等移住促進事業	円
合計	円

3 交付条件

別記様式第12号（第10条関係）

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金の交付について、下記の理由により交付しませんので、足利市IT関連企業立地促進事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

- 1 認定番号
- 2 不交付の理由

従業員等定住誓約書

年 月 日

足利市長 宛て

私は、足利市IT関連企業立地促進事業補助金に係る従業員等の定住に関し、下記の者について、当社で役職及び雇用を継続し、足利市に6ヶ月以上定住させることを誓約します。

記

1 認定番号

2 定住対象の従業員

No.	従業員等氏名	従業員等住所	住民となった日
1		足利市	
2		足利市	
3		足利市	
4		足利市	
5		足利市	
6		足利市	
7		足利市	
8		足利市	

住所

(申請者) 名称

代表者職氏名